浜田市住宅リフォーム助成事業

子育て世帯、高齢者、障がい者、U・Iターン者のいる住宅にリフォーム工事を行う場合、補助があります。

補助対象者

- 子ども
- 高齢者
- 障がい者
- U・Iターン者

のいずれかが居住

- 市内に住宅のある方
- 市税を滞納していない方

補助金

- リフォーム工事費が20万円以上であれば対象。
- 補助金の額：リフォーム工事費の10%、上限20万円。

対象工事（一例）

- 子どものために壁紙を汚れ防止の壁紙にする。
- 高齢者、障がい者のために和便器から洋便器にする。
- U・Iターン者のために浴室をユニットバスにする。

申請手順は下図のとおりです。

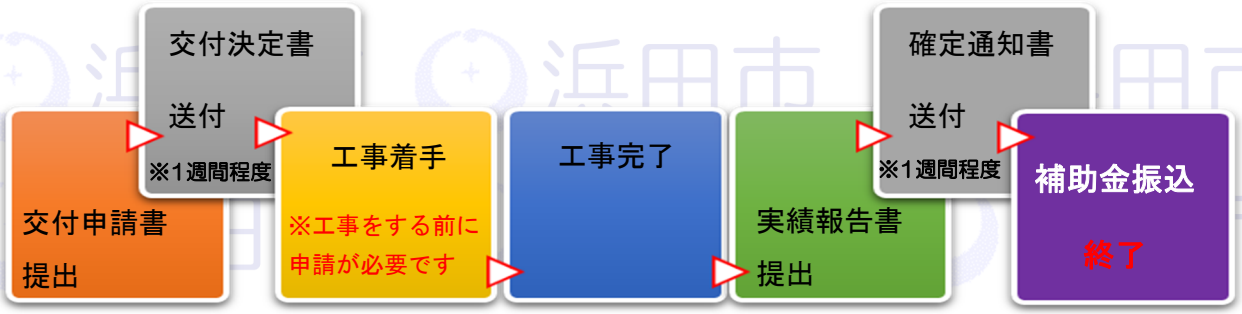

※申請様式は、建築住宅課窓口とホームページにあります。

※申請における手続き及び注意事項については裏面をご確認ください。

リフォーム工事の前に耐震診断をしてみませんか？

（昭和56年5月以前に建築された住宅について）

- 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅は、地震時に大きな被害を受ける可能性があります。
- 耐震診断を実施する場合補助金があります。（詳しくは浜田市木造住宅耐震改修促進事業で内容をご確認ください。）
- リフォーム工事にあわせて耐震改修を検討しましょう。
- 住宅の1室を耐震化できる耐震シェルターを設置する場合にも補助金が出ます。（詳しくは浜田市木造住宅耐震改修促進事業で内容をご確認ください。）

お問合せ
浜田市　都市建設部　建築住宅課
TEL　0855-25-9632

住宅リフォーム助成事業　手続きの流れ

申 請 者	浜田市
①補助金交付申請書(様式第1号)**の提出** **（工事着手の7日前までに）** ■ 提 出 先 ： 建築住宅課又は各支所の産業建設課 ■ 提出部数 ： 1部 《 添付書類 》 ⑴ 見積書の写し（積算内容の確認できるもの） ⑵ 住宅の位置図及び平面図（工事内容がわかるもの） ⑶ 補助対象工事を行う前の施工箇所の写真 ⑷ 障がい者手帳、戸籍の附票等の写し（居住者で異なる） ⑸ その他	**②申請書の受理・審査** ※申請書の用紙は建築住宅課及び各支所の産業建設課で受け取れます。また、市のホームページからダウンロードできます。 **【トップページ⇒暮らし⇒住まい⇒住まいづくり⇒各種支援・助成制度⇒住宅リフォーム助成事業】をご覧ください。**
④交付決定通知書を受領	**③交付決定通知書**(様式第2号)**の送付**
⑤工事に着手（交付決定通知日以降）	
⑥工事の完了（遅くとも3月31日までに）	
⑦実績報告書(様式第3号)**の提出** **（遅くとも 3 月 31 日までに）** ■ 提 出 先 ： 建築住宅課又は各支所の産業建設課 ■ 提出部数 ： 1部 《 添付書類 》 ⑴ 領収書の写し ⑵ 施工後の施工箇所の写真（着工前と比較ができるもの） ⑶ 交付申請の見積書と工事内容・工事金額が異なる場合には、工事代金の明細が分かるもの（変更の図面、請求書の明細等）	**⑧実績報告書の受理・審査** ※報告書の用紙は建築住宅課及び各支所の産業建設課で受け取れます。また、市のホームページからダウンロードできます。
⑩現場確認（検査）の立会い **⑫確定通知書の受領**	**⑨現場確認（検査）の実施**
⑬請求書(様式第5号)**の提出**	**⑪確定通知書**(様式第4号)**の送付**
⑯補助金の受領	**⑭請求書の受理・審査** **⑮補助金の口座振込み**

※注意事項※

・浜田市内に会社のある施工業者が工事を行う場合に限ります。
・すでにこの補助を受けた住宅は、対象となりません。
・他の同種の補助金を受けた住宅は対象となりません
・寝室等に住宅用火災警報器が設置してある場合に限ります。
・営利を目的として家賃を徴収している賃貸住宅は、対象となりません。